

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立山直南小学校

令和4年度

いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自分や友達を大切にできる子」の育成を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

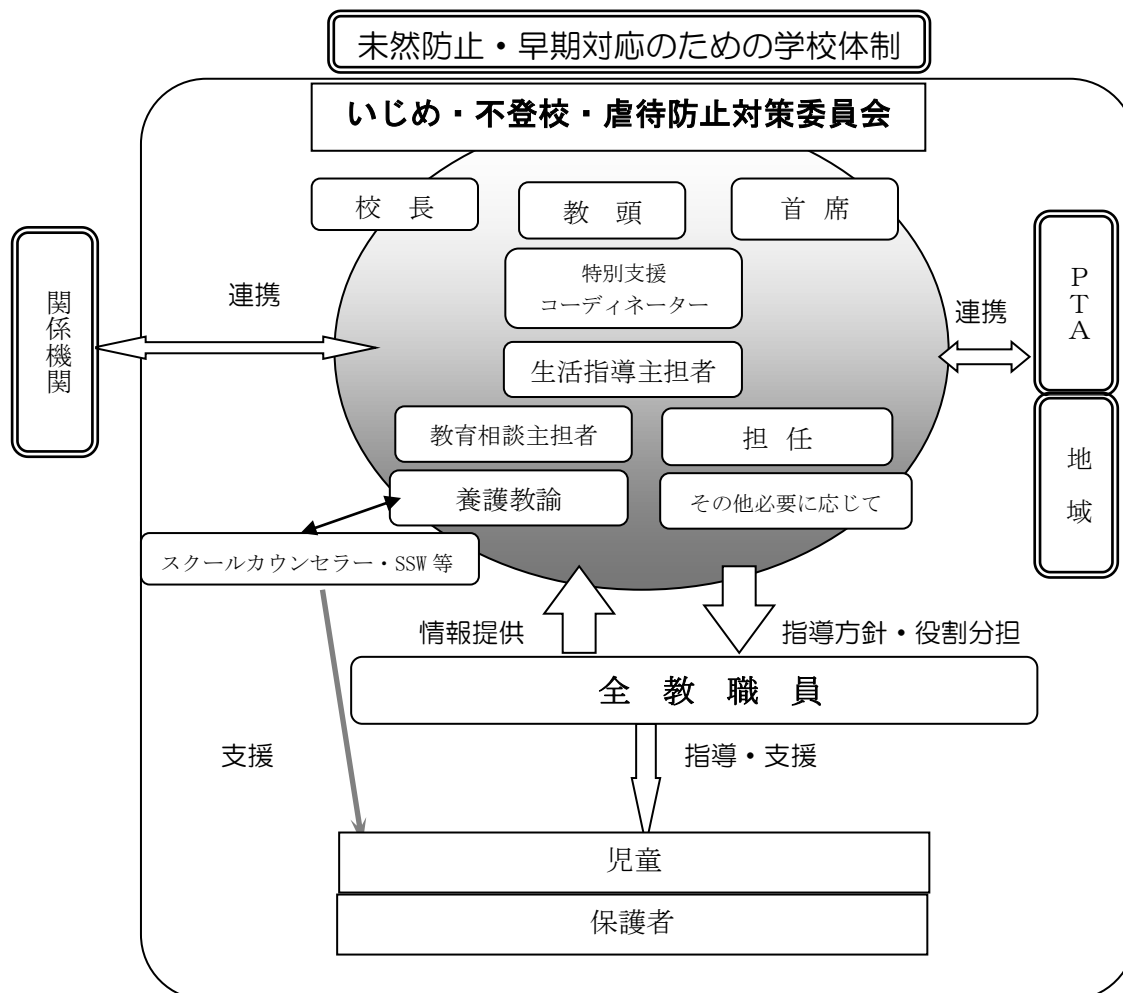
3 いじめ防止・早期対応のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教育相談担当者、生活指導担当者、養護教諭、担任
必要に応じて関係のある職員（外部専門家を含む）



①いじめの未然防止のために全教職員が「いじめは絶対に許されない」という強い決意をもち組織として対応する。

②安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進める。

(3) 役割

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | カ 年間計画進捗のチェック |
| イ いじめの未然防止 | キ 各取組の有効性の検証 |
| ウ いじめの対応 | ク 学校いじめ防止基本方針の見直し |
| エ 教職員の資質向上のための校内研修 | |
| オ 年間計画の企画と実施 | |

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校・虐待防止対策委員会は、定例会として年2回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、必要に応じて開催するものとする。

5 年間計画

※状況により、行事が変更になる場合があります。

本基本方針に沿って以下のとおり実施し、いじめ防止・早期発見につとめる。

岸和田市立山直南小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 家庭訪問による家庭状況把握	第1回 いじめ・不登校・虐待対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） （必要に応じてその都度開催） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 「いじめ問題防止・対応職員研修」（5月） スクールカウンセラーによる学級巡回と個人面談（5月以降毎月） アンケート確認
5月	情報モラル啓発 （児童・保護者向け） 校外学習（集団づくり）	情報モラル啓発 （児童・保護者向け） 校外学習（集団づくり）	情報モラル啓発 （児童・保護者向け）	
6月	いじめアンケートの実施 山直南祭り（集団づくり）	いじめアンケートの実施 山直南祭り（集団づくり）	いじめアンケートの実施	
7月	個人懇談会 （家庭での様子の把握）	個人懇談会 （家庭での様子の把握）	個人懇談会 （家庭での様子の把握）	
8月			宿泊学習・臨海学舎 （集団づくり）	
9月	人権学習参観	人権学習参観	人権学習参観 非行防止教室	
10月	運動会 縦割りオリエンテーリング（集団づくり）	運動会 縦割りオリエンテーリング（集団づくり）	運動会 縦割りオリエンテーリング（集団づくり）	
11月	いじめアンケートの実施 音楽会 （集団づくり）	いじめアンケートの実施 音楽会 （集団づくり）	いじめアンケートの実施 音楽会 （集団づくり）	アンケート確認
12月	個人懇談会 （家庭での様子の把握）	個人懇談会 （家庭での様子の把握）	山直南祭り（集団づくり） 宿泊学習・修学旅行 （集団づくり） 個人懇談会 （家庭での様子の把握）	
1月				
2月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施 情報モラル教育	いじめアンケートの実施 情報モラル教育 （携帯会社出前授業）	最終委員会 （年間の取組みの検証）
3月	終業式	終業式	終業式・卒業式	アンケート確認

いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図るとともに、平素から職員朝礼や職員会議で事象を即時に情報共有し全教職員で共通理解を図る。また、地域から情報を得るために日頃から保護者をはじめ地域との交流を深める。

児童に対しては、児童朝礼や学級活動で校長または生徒指導担当者、担任が、いじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気为学校全体に醸成する。また、児童と教職員がいじめに関して真摯に話ができる雰囲気の醸成にも努めるとともに、学校は被害者を必ず守ることを児童に宣言する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う。また、友達と意見の相違があっても互いを認め合いながら前向きに解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断し行動できる力の育成に努める。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、少人数指導の活用など一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていく。

一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級内の人間関係を把握し児童の居場所づくりに努める。また、6年生をリーダーとする異年齢集団活動の活性化を図る。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動や読書などで発散したり誰かに相談したりするなど、児童一人ひとりに応じた対処法を見つけさせる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させることを強く認識しなければならない。また、自己チェックリストを活用し自己を振り返る機会を設ける。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、全ての児童が認められ、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役にたっていると感じ取ることのできる機会を可能な限り提供する。

(5) 児童自ら学級会や児童会などでいじめについて学んだり、いじめアンケートを通して、いじめ

についての誤った考え方（例；「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」）や、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで رفتたりすることは深刻な精神的危害を及ぼすことを理解させる。

3 新型コロナウイルス感染に対する偏見と差別の防止に関する対応

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し、各小学校においても感染者の発生が継続している。こうした中、感染症に対する不安から、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる医療従事者等に対する偏見や差別が生じる恐れが高まっている。それらのことをふまえ、いじめ発生を未然に防止するために対応していく。

(1) いじめに関する全校児童への共通理解。

誰もが感染する可能性がある病気であり、感染を理由に避難することがないように、児童に理解させる。

(2) コロナへの対策として、マスクの着用や手洗い、黙食、毎朝の検温を継続して続けるように指導する。